

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第35回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年3月18日（月） 10:00～13:00
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿知波、池田、石井、大沢、岡澤、北原、高坂、河野、城山、鈴木、武市、中原、二宮、水谷、毛利の各運営委員
（新井、大竹、古城、難波、前田、山本の各運営委員は委任状提出）
野上機構長、岡本理事、福島理事、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第34回）議事要旨について
平成24年12月18日に開催された運営委員会（第34回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事 《審議事項》

（1）専任教員等の選考について

①専任教員

専任教員の採用等、再任及び雇用更新について審議が行われ、原案どおり承認された。

②研究開発部長

研究開発部長の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

③特任教員及び客員教員

特任教員及び客員教員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後、特任教員又は客員教員への就任を急遽依頼する必要がある場合は、その選考を機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

（○：運営委員 ●：事務局 以下同じ）

- 新規採用の場合は、業績として学位論文名を記載するのが一般的ではないか。
- ご意見を参考にさせていただき、様式等に明示するようにしたい。
- 客員教員と特任教員の違いを伺いたい。
- 当機構では、客員教員には専任教員を補助する形で機構の事業に関する具体的な業務及び調査研究を依頼し、特任教員には高い見地からのご指導をいただいている。
- 機構の業務運営を維持し、円滑に進めていくためにも、専任教員の公募を行いたいと考えており、今後、選考にあたっては教員選考委員会、運営委員会に諮らせていただくことになるので、よろしくお願ひしたい。

(2) 各種委員会委員等の選考について

①各種認証評価委員会委員等

大学機関別認証評価委員会、高等専門学校機関別認証評価委員会及び法科大学院認証評価委員会の委員及び専門委員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

②学位審査会審査委員等

学位審査会審査委員及び専門委員の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

- 現在、各種委員会委員等には現職の学長や理事長職にある方が多く、ご自分の大学のマネジメントに落ち着いて取り組めない状況が見受けられる。そのため、委員等の選考にあたっては、以前これらの要職を経験された方等に人選を広げ、現職の方には本務に集中していただけるよう考慮することも今後の日本の大学にとって重要なのではないかと。
- 当機構の制度として、現役大学生等が所属大学からではなく、当機構に学位授与申請をすることは可能なのか。
また、国際交渉の場等において、各大学の学位授与の判断基準が問題となることがあるが、論文博士の学位を、当機構のような公的機関から、優れた審査員による厳正な審査の上で授与できるのであれば、日本にとっても有益なものとなり、当機構の社会的存在価値も大きくなるのではないかと。
- 学士の学位については、基礎資格を有し、分野における修得単位の基準等を満たしていれば申請することは可能である。ただし、制度上、現に大学に在学している者については申請できない。
なお、修士及び博士の学位授与については、当機構が認定した省庁大学校の修了者を対象としているため、それ以外の方からの申請を受け付けることは現行の制度上できない。
- 当機構としては、国際的な学位の質保証の重要性は認識しており、さしあたっては各大学が授与した学位の質保証に向けて当機構は何か出来るのか検討していきたい。

(3) 就業規則等の改正等について

①役員退職手当規則及び非常勤職員就業規則の改正

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）及び文部科学省からの要請を受け、国家公務員の取扱いに準じ、他機関の実施状況を踏まえて役員退職手当規則を一部改正し平成 25 年 1 月 1 日からの適用とした旨及び非常勤職員就業規則を一部改正し平成 25 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。

②職員再任用規則の改正

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 78 号）が平成 25 年 4 月 1 日より施行されることを受け、職員再任用規則を一部改正し平成 25 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。

③年俸制職員就業規則の制定及び職員就業規則の改正

本年度 9 月の本会議において導入が承認された特定有期雇用職員制度（仮称）の名称を修正し、年俸制職員就業規則として制定したい旨及びそれに伴い職員就業規則を一部改正し、ともに平成 25 年 4 月 1 日より施行したい旨説明があり、原案どおり承認された。

(4) 平成 25 事業年度計画について

平成 25 年度の年度計画（案）について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、本年度計画（案）について、今後の文部科学省等との調整により修正の必要が生じた場合は、会長に一任することとされた。

また、本件は評議員会に諮ることとされた。主な意見は以下のとおり。

- 学位授与事業の年度計画のうち、認定専攻科修了見込みの申請者の特性に応じた円滑な学位の審査と授与については、平成 24 事業年度計画においても検討するとされていた事項であり、関係団体にも大きく影響することなので、確実に進めるようお願いしたい。
- 学位の質保証の観点を考慮しつつ、着実に進めていきたい。

(5) 平成 25 年度機構内予算配分について

独立行政法人大学評価・学位授与機構会計規則第 9 条の定めに基づき、平成 25 年度の予算編成方針及び収入・支出予算額について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は評議員会に諮ることとされた。

(6) 評価関係規則の改正について

平成 25 年度より大学機関別選択評価事項 C「教育の国際化の状況」が新設されることに伴う選択評価手数料規則の一部改正について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、本件は評議員会に諮ることとされた。

《報告事項》

(1) 独立行政法人改革の動向について

「平成 25 年度予算編成の基本方針（抄）」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）に基づき、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において決定された大学入試センター等との統合は当面凍結されたこと及び独立行政法人改革の動向について報告があった。

(2) 外部検証について

第 2 期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況の外部有識者による検証及び次期中期目標期間における業務に対する提言を得るために設置された外部検証委員会においてまとめられた「外部検証報告書」の概要について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 海外の質保証機関関係者からの、「機構が自らの使命や目的と活動との関連性を整理し、明白な戦略を掲げるべき」との提言は非常に重要である。教員選考において当機構の業務を十分に理解した人を採用するためにも、戦略が明確となるようにしてもらいたい。
- この外部検証の結果をもとに、次期中期目標期間における計画を立案していくので、今後ご意見をいただきたい。

(3) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 参考資料2の29ページにおける「教育成果の状況」の評価のために「進路・就職の状況」といった観点がおかれ、実績報告書には在学中の学業の成果や卒業時の就職状況を中心に記載を求めているようだが、卒業後、社会人となった者に対しての能力開発といった視点も、生涯学習の促進のために大学には求められるのではないか。今後の評価の観点としてご検討いただきたい。
- 各部局にとどまらず、大学全体に関わることを考えられるが、何らかの方法で反映させていただこうと思う。

(4) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。

6 その他

福島理事から退任の挨拶が述べられた。

次回の運営委員会については、後日事務局より連絡することとされた。

以上